

**令和5年度兵庫県社会福祉審議会
ユニバーサル社会専門分科会
議事録**

1 日 時：令和5年11月30日（木）14:00～16:00

2 場 所：県庁3号館 6階 第5委員会室

3 出席者：別紙のとおり

4 内 容

■ユニバーサル社会づくりの推進（令和5年度の取組）

【A委員】

障害者に対する福祉というときに、昔は「バリアフリー」という言葉を使っていた。例えば、車椅子の方にとっては段差などがバリア、障壁になっている。それを取り除くという意味で、バリアフリーという言い方をしていた。車椅子の方だけではなく、子ども連れや高齢者など、誰にとってもいいことだ、そういうデザインにまちやもの、サービスを変えていこうという考え方が出てきた。これが、「ユニバーサルデザイン」である。このユニバーサルデザインを社会全体に広げていく、ユニバーサルデザインに基づいた県づくりを進めていくということで「ユニバーサル社会」という言葉が出てきたと思う。そういう意味では、誰にとっても住みやすく、社会にある障壁や制度の壁がない社会、あるいは、情報やサービスに誰もがアクセス・利用可能になるような社会と言え、人権保障という言葉とオーバーラップする。ただ人権保障という言葉を使わなかったのは、公的責任で全部保障することはなかなか難しいというところがあった。しかしながら、「SDGs」が出てきて風向きが変わってきたのではないか。SDGsは基本的な人権保障であるから。県は、「誰も取り残さない」をスローガンに、ともに生きる共生社会、包摂的な社会、インクルーシブな社会づくりを進めている。本日の資料は、各部局で取り組むユニバーサルな社会づくりに関係する事業をとりまとめている。

【B委員】

障害のあるお子さんのいる親御さんの負担、例えば、外出時の付き添いや休日の過ごし方などの負担が大きいとよく耳にする。お子さんが地域で過ごすことができればもう少し負担を軽減できるのではないか。ケアラーのケア、親御さんに対するケアは、非常に大事だと思う。

【A委員】

事業やサービスの対象を障害者などに限定しがちであるが、そのような枠組みを無くしていくことも、ユニバーサル社会づくりの1つである。障害児や不登校、引きこもりの方の親・家族等の支援についても考える必要があるのではないか。

【C委員】

留学生に対する支援や災害時の外国人への情報提供などの説明があったが、他にも、県の国際交流協会などでは多様な事業を行っている。

【D委員】

「親なきあと」を見据えた在宅障害者等への支援が課題となっている。親が要介護認定者で子どもが障害者という家庭は多くあり、親がいなくなった後の子どもたちの支援についての相談も多い。昨年度から市町において「重層的支援体制」の整備が始まっているが、このようなニーズが高くなってきている。また、避難行動要支援者のための個別避難計画の作成など、高齢者や障害者をはじめとする災害時等の要支援者への対応・支援は重要である。

【E委員】

近年、特別支援教育や放課後等デイサービスなど環境が整いつつある。細やかな指導を受けることができる、選択肢・受け皿が増えることは親にとっては安心につながっていると思う。一方で、その背中合わせであるかもしれないが、地域みんなで子どもを見守るといような感覚が少し薄れてきているのではないかと感じる。私たちが子どもの頃は、クラスに障害を持った子も多くいて、それが当たり前だった。最近の子どもたちは同質的な付き合いの中だけで成長しており、ユニバーサルやインクルージョンとは言えないのではと感じる面もある。支援の環境を整えていくことは重要で進めていかななくてはならないが、ジレンマというか歯がゆい思いをすることもある。

【F委員】

昨年度から実施している障害者のデジタルデバインド解消事業が、非常に好評と聞いている。デジタル分野について障害者が学ぶ機会はこれまで少なかったと思われるので、このような機会をどんどん増やしてほしい。高齢者については、情報政策の部門で同様の事業を実施していると思うが、最近の行政の申請はスマホのアプリが主流となっている。パソコンもスマホも持っていない高齢者は申請に苦慮している。高齢者のデジタルデバインド解消事業についても引き続き、取り組んで欲しい。

コロナ禍の特例貸付について、外国人の申請が多かったが、多くの外国人が日本で働いておられ、コロナの影響で収入減となったと思う。そして、今後も外国人労働者に頼らなければならないというのが日本の実情であり、これまで以上に、相互理解のための交流の場が必要である。日本と外国では、例えば、常識などもまったく違う部分がある。交流・相互理解を進めることで、外国人と日本人の双方にとって、暮らしやすい社会になっていくと思う。

【G委員】

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が、自分のやりたいことに向けてスキルアップできる、あるいは、自分のやりたいことを掴み取れる、活躍できる、というのがユニバーサル社会だと思う。例えば、家族の中に介護の必要な人がいたときに、その家族の誰かが活躍できないみたいな状況を社会全体で考え、支えていく。バリアフリーとユニバーサルで考えると、学校に誰もが行けるといのはバリアフリー。その学校の先生にも経営者にもなれるまで考えたらユニバーサルと思っている。

【A委員】

もっと一人一人が活躍できる、社会参加・社会貢献できる、あるいは、価値を生み出すことができる、誰もが、それが可能になるような条件を整えていくのが、ユニバーサル社会の意味・定義であるとの言及があったが、県では「人権」の分野では、何をターゲットにしどのように取り組もうとしているのか。

【事務局】

人権の取組みは同和対策から始まったが、近年、非常に多様化している。法務省が定める重点課題だけでも障害、高齢者、女性、子どもなど17項目あり、昨今、よく取り上げられる性的マイノリティに関する問題など年々増えている。その中で、性的マイノリティとSNS上での誹謗中傷の問題について、特に取組みを進めているところである。人権啓発協会で実施している人権擁護サポート事業は、相談を受けるだけでなく、継続的な問題解決・救済につなげることができるよう、県弁護士会や関係団体の協力も得て取り組んでいる。人権啓発だけでなく、人権擁護にも力を入れていく。

【A委員】

災害時の外国人への対応も含めて、防災分野での取組みについてはどうか。

【事務局】

平成17年から、一般県民向けにひょうご防災ネットで、気象や災害、避難等の情報について発信している。外国の方には、翌年の平成18年度から5ヶ国語で、そして平成28年度からは12言語で配信している。携帯電話にインストールしておけば、登録した言語で災害情報や避難情報、気象警報などが配信される。

個別避難計画については、令和3年に災害対策基本法の改正により、災害時に支援を要する方々に対する個別避難計画の作成が、市町の努力義務となった。県としては、地域住民等を対象にした研修や市町ごとの課題に対応したオーダーメイド型研修を開催するとともに、個別避難計画の策定に向けた取組に対する市町への補助等を実施し、市町の個別支援計画の作成を支援している。

■令和6年度のユニバーサル社会づくり主要施策（障害福祉分野）（素案）

【A委員】

「親なきあと」を見据えた障害者の受け皿確保について、障害者自身の高齢化が大きな問題となっている。障害福祉から高齢福祉サービスに移行した場合の利用者負担増の問題もある。ライフステージに応じた切れ目のない支援について、特に負担軽減も含めて工夫が必要と思う。

障害者芸術について、「する・みる・ささえる」応援プロジェクトとあるが、商品化や販路、マーケティングについてはどのように考えているか。

【G委員】

「稼ぐ」ためには、その分野の優秀な指導者が必要だが、福祉の世界には、一流の指導者・伝授者がなかなかいない。稼ぐためには何が必要かというところが議論されないで、あくまでも福祉の中で、しかも一定の補助金をもらって活動しているところが多い。

【A委員】

優秀な指導者なしで成功した障害者で思い浮かぶのは、ベートーベンとゴッホぐらいか。やはり指導者や販路開拓、マーケティングも必要である。

【B委員】

すごく優秀な指導者というのは必要だと思う。一方で、超一流・プロではなくても、例えば、企業を定年退職したシニアなど、販路の開拓やアドバイスなどができる方は多くいる。元気シニアとのマッチングも一つの方法ではないか。

【事務局】

障害者の芸術活動については、社会参加や自己表現を重視され、販売から距離をおきたいというような方もいる。それぞれ考え方がある中で、県として、率先して、販売促進等に取り組むのは難しい面がある。他方、例えば授産商品の販売については、工賃向上をめざして、販売促進の取組みを進めている。プロの会社の技術支援を得て、生産性を高めたり、売れるためのパッケージの工夫などのアドバイスを専門家からいただいたりしている。今後、芸術においても、販路やマーケットを意識した取組みを検討していくことになると思われる。

【事務局】

障害者芸術に取り組んでいる事業所の方は、「発表する機会・場が少ない」とよく言われる。今年度は県下10箇所で開催した障害者芸術の巡回展を開催、来年度は開催箇所を増やす予定。まずは、多くの県民に障害者芸術の素晴らしさを伝える機会を増やしていく。障害者芸術に取り組む片山工房では、ロサンゼルスで個展を開催するなど海外でも注目を集めている。片山工房は作品の販売はしていないが購入希望もあると聞いている。そういった売れる稼げる作品もあるが、県としては、障害のある方の社会参加促進の観点から、まずは、しっかりと支援していく。

農福連携についても、福祉事業所と農業経営者のマッチングを進めるとともに、天候に左右されない収益確保のための加工品の製造などへの支援も検討している。

【A委員】

障害者スポーツではスポンサーもついて、プロ化が進んでいる。底辺を広げるという趣旨は分かるが、スポーツだけでなくアートも、今後、マーケットや販売などの視点・方向性が出てくるのではないか。

【G委員】

アートに関しては、「目利き」が必要。子どもが絵を描くときに、いい先生を連れてくるとか活動場所や展示機会を設けるとかは、我々や行政と一緒に支援できると思う。しかし、その作品の価値は本当にプロフェッショナルな人でないと分からない。そのようなプロの目が福祉の世界に入ることが重要。驚くような価格がつく作品も実は多く眠っていると思う。一方、家族や周囲がお金には換えられない、換えたくないということもよくおっしゃる。価値をつける、稼ぐことに対して、何か遠慮するようなどころがある。行政だけで解決することはできないが、ビジネス的なセンスや目利きが福祉の世界にも入ってくる流れをつくる必要がある。

【A委員】

そもそもアートに、障害者、健常者の区別があるのだろうか。市場・マーケットに参加させない・できない社会は、ユニバーサル社会ではないと思う。

【E委員】

価値があると認められることは、本人にとっても家族にとっても、誇らしいことであると思う。評価しない、あるいは、評価すべき人がいないと埋もれてしまう。芸術文化の本質は、まさに、ユニバーサルだと思う。障害者アートとしてカテゴライズして、殊更、区別・線引きしなくてもいいのかもしれない。

【A委員】

線引きを超えるのは、専門的な訓練や目利き、販路であると思う。

【G委員】

例えば、アメリカではADA法ができたこともあり、原則として、テレビ番組に字幕がつき、字幕のスポンサーもそこに明示される。日本では、徐々に字幕がつきつつあるが、字幕スポンサーの仕組みはない。福祉、特に障害福祉の分野で、ビジネスやスポンサーの考え方が浸透していないのが日本の現状である。

■ 「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」について

【A委員】

令和6年度に指針の改定が予定されている。現指針の「ひと・参加・情報・まち・もの」の5つの柱を含めて、白紙の状態で新たに、もちろんこれまでの積み重ねがあるので、これを財産にしながら作りあげていくと想定している。

【D委員】

国は、地域共生社会の実現をめざす中、「全世代型社会保障」で重層的支援に取り組んでいるが、県の「ユニバーサル社会づくり」との関係や制度的な位置づけについて伺いたい。

【事務局】

高齢福祉では「包括支援センター」、障害福祉では「基幹相談支援センター」、児童福祉では「子育て世代包括支援センター」などそれぞれ支える仕組みがある。窓口が相互に連携することで誰もが必要な支援に繋がる、そして、誰もが支える側にも支えられる側にもなれる、能力に応じて力を発揮できる仕組みをつくる、これが、「ユニバーサル社会づくり」が目指すところと重なるのではないか。

【G委員】

自治体が国を政策的にリードする部分があっていいと思う。ユニバーサルの分野に関しては、県は非常に先進的に取り組んできており、兵庫県民であることを誇りに思う。

【A委員】

兵庫県は、阪神・淡路大震災からの創造的復興、新しい社会を目指す中で、全国に先駆けて、ユニバーサル社会づくりにも取り組んできた。国が進めようとしていることと齟齬はないというか、むしろ、進んでいるといってもいいかもしれない。

共生社会を考えると、いろいろな方が生きづらさ、住みにくさを抱えている。その意味ではマイノリティ。マイノリティの問題がなぜユニバーサルな普遍的な課題として捉えられるのか、ある種矛盾しているように見えるが、マイノリティの問題だからこそ、ユニバーサルになり得るという発想が国のいう地域共生社会には出てこない。ユニバーサルとは、価値創造的とか文化的な意味があり、県として大きな方針や方向性・理念をどう打ち出していくかということではないか。

【C委員】

日本では、税金や社会保障費を負担しているにも関わらず、在留外国人に投票権がない。日本社会として日本国籍の人がしっかりと守らなければいけない部分があることは理解するし、そこは区別すべきだとは思う。しかしながら、例えば、県や市などのレベルにおいては、外国人も地域社会の一員として尊重されるべきではないかと思う。外国人にとっても魅力的なまち、社会であるとの中長期的なビジョンを示すことも重要だ。

【B委員】

この目指すべき社会像として、「一人一人が持てる力を発揮して活動することができる社会」が挙げられている。私たちが、地域で運営している拠点施設では、障害のある方に対し、「何か助けてあげます」というアプローチよりも、その方ができることを生かして、「助けてください」と担い手になっていただいている。助けていただいたときにお礼を言うと、すごく喜んでいただく。それが尊厳を守るということにも繋がると感じている。総合指針の具体的な施策に誰もがサービスの受け手ではなくて、担い手になるっていうような具体的な施策が入ればよいと思う。

【A委員】

外国人の参政権は以前から言われているし、夫婦別姓や人格権あるいは名誉権など、多くの課題がある。指針に盛り込むかは別として、少なくとも現状の課題の認識・把握は必要ではないか。

【F委員】

指針に書くかどうかは別にして、例えば来年度の専門分科会第1回目に、現指針における課題を整理した上で、改定作業に入った方がよいと思う。バルク委員のご意見、外国人の方の率直な思いを知る機会というのは、今まで我々はあまり無かった。それらも併せて、私たちが直面する課題は多いと思うので、整理いただければありがたい。

【E委員】

先日、外資系の企業と話す機会があり、働きやすい環境はもちろんだが、やはり暮らしやすい地域に住みたいとのことであった。兵庫県は、こんなにフラットでウェルカムな地域だというようなメッセージを発するぐらいの、新しい時代に応じたある意味尖った指針を打ち出して欲しいと思う。それに国がついてくる、ついてこいというぐらい気概を持って進めていくことを期待する。

【A委員】

来年度の総合指針の改定、事務局も含めて、みんなで、頑張りましょう。